

青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

令和 4 年度診療報酬改定に伴い、非紹介患者加算料を増額するとともに、管理者が特に認める高度医療の実施に当たり、当該高度医療の診療料にかかる患者負担を軽減したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例

青梅市立総合病院使用条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「5, 0 0 0 円」を「7, 0 0 0 円」に、「2, 5 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改め、同項中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 1 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 1 8 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 管理者が特に認める高度医療にかかる診療料 点数表の規定点数に 1 点単価 1 0 円を乗じて得た額、点数表に準じて算定した額および基準により算定した額を合算した額

第 4 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「第 2 条第 2 項」の次に「各号」を、「ならびに」の次に「同条」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2

項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第18号の次に1号を加える改正規定および第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項第3号の規定は、令和4年10月1日以後の病院の使用にかかる使用料について適用し、同日前の病院の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。